

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
9月6日
(金曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 二

生活保護法の規定に基づく施術者の指定 (厚政課) 三

解除予定保安林に関する通知の取消し (森林整備課) 四

区画漁業権の免許 (水産振興課) 四

定置漁業権の免許 (水産振興課) 五

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意 (水産振興課) 五

道路の位置の指定 (建築指導課) 六

○公告

肥料の登録 (農業振興課) 六

肥料の登録の失効 (農業振興課) 七

県営三見河内地区中山間地域総合整備事業に係る不換地の指定 (農村整備課) 七

山口県告示第三百五十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年九月六日から同月二十六日までの



間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 防府エネルギーサービス株式会社
住 所 防府市鐘紡町三番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 防府エネルギーサービス株式会社
所 在 地 防府市鐘紡町三番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能力 (Nm ³ /時)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔 連 続 の時間 一日当た りの使用 時間の概 要
六三の三	一五一、六〇〇	平成二五、 一、一	平成二七、 三、三二	平成二七、 四、一	連 続 二四時間 変動なし

備考 「六三の三」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設をいう。

山口県告示第三百五十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年九月六日から同月二十六日

No. 1 排水口	排水口	排出水の量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		鉍油類		窒素		リン		排水の一日当たりの量 (m ³)
		通常	最大	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)			
七	八・五	五・五	八・五	四・九	四・五	六・六	〇・〇三	二・七	三・三	〇・五	〇・六二	八・〇〇〇	九・九五〇	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

種 類	項目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		処理前	処理後	
ろ過施設	水素イオン濃度 (水素指数)	七	〃	〃
	化学的酸素要求量 (mg/l)	一・六八六	二・〇	
種 類	浮遊物質量 (mg/l)	八〇〇	三〇	〃
	鉍油類 (mg/l)	〇・三	四〇	
種 類	窒素 (mg/l)	八	〃	〃
	リン (mg/l)	〇・五	〃	
種 類	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	三〇〇	三六〇	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /時)	処理の方式	使用時間	間隔	一日当たり	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定
ろ過施設	鋼板製	一六	連続	二四時間	変動なし	平成二五、一	平成二七、三	平成二七、一	平成二七、三	平成二七、一

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
六三三三	七	一・六八六	三〇〇
	八・五	二・〇〇〇	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 防府エネルギーサービス株式会社
住 所 防府市鐘紡町三番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 防府エネルギーサービス株式会社
所在地 防府市鐘紡町三番一号
- 三 特定施設の種別
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
変更しようとする事項の内容
四 排出水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	項目	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量(m ³)
		通 常 最 大	通 常 最 大	
〃	水素イオン濃度(水素指数)	七	五・五	八〇〇〇
	化学的酸素要求量(mg/l)	四	四・七	
〃	浮遊物質質量(mg/l)	四・九	四・二	五八〇六
	鉛油類(mg/l)	四・五	六・三	
〃	室 素	六・六	〇・〇三	七、〇〇一
	燃 素	〃	〇・五	
〃	室 素	二・七	三・二	九、九五〇
	燃 素	三・三	〃	

山口県告示第三百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十五年九月六日

山口県知事 山本 繁太郎

氏名	施設名称	所在地	指定年月日
山本 幹	やまもと整骨院鍼灸院	岩国市南岩国町二丁目二三番三七―一〇一号	平成二五、五、七
穂本 恵一	アーチ接骨院	〃 麻里布町六丁目一四番一号	〃 六、二七
鳥打 将太	笑顔道とくやま整骨院	周南市松保町六番六号	〃 五、一

豊北町加入区

山口県告示第三百六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市潮音町六丁目三四四の三一	四・〇	三九・四	平成二五、 八、二二



(三一九) 肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をしました。

平成二十五年九月六日

山口県知事 山本 繁太郎

登録番号	登録年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者
山口県生 第五九四号	平成二五、 八、七	炭酸カルシウム 肥料	一五炭酸苦土石 灰	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	該当なし	東方工業株式会社 佐賀市高木瀬東二 丁目三番一〇号
山口県生 第五九五号	〃	〃	一五粒状炭酸苦 土石灰	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	〃	〃
山口県生 第五九六号	〃	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	〃	〃

平成二十五年九月六日印刷
発行

発行
行人所

山口県
知事庁